

川場村みんなで作る美しいむら条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)および景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令 100 号。以下「省令」という。)ならびに川場村みんなで作る美しいむら条例(平成 22 年川場村条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法および省令ならびに条例において使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 5 項、第 11 条第 3 項第 13 号、第 25 条で定める公共団体等)

第 3 条 条例第 3 条第 5 項で定める公共団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人
- (3) 国立大学法人
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社
- (6) 土地開発公社
- (7) 地方独立行政法人

(条例第 7 条第 2 号の規則で定める工作物)

第 4 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 門・塀・垣・柵(木塀、生垣、自然石積みその他これらに類するものは除く)
- (2) 擁壁その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、広告板、電波塔、物見櫓、装飾塔その他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの(風力発電機等はこれにあたる)
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類するもの
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設

- (10) 自動車車庫の用に供する立体的な収納施設
- (11) 汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの
- (12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (13) 電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線（これらの支持物を含む）その他これらに類するもの
- (14) 屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

（行為の届出）

第5条 条例第11条第1項に規定する届出書は、行為の届出書（別記様式第1号）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類等は別表第1に定める図書とする。ただし、村長が図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができるものとする。

3 第1項の届出は、行為の30日前までに村長に提出しなければならない。ただし、村長が適当と認める場合は、この規定は適用しないものとする。

4 第1項の届出書に変更が生じた場合は、行為の変更届出書（別記様式第2号）を提出するものとする。（軽微な変更は除く。）

5 前項の届出には、第2項に規定する図書（変更に係るものに限る）を添付しなければならない。

6 村長は、第1項の届出があった場合は、届出受理通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。ただし、村長が良好な景観の形成に支障を来たすおそれがないと認めるときは、届出書に行為着手可能日を記入のうえ、届出をしたものに返却するものとする。

7 届出者は、第1項の届出に係る行為が完了したときは、行為の完了届け（別記様式第4号）を村長に提出するものとする。

（事前協議の届出等）

第6条 条例第12条第1項の規則で定めるところによる協議は、事前協議書（別記様式第5号）に別表第1に示す関係書類を添え、村長に提出し事前協議を行わなければならない。

2 条例第12条第3項の規則で定めるところによる指導は、次に掲げる行為を行う事業者に対し行うこととする。

- (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業
- (2) 建築物の建築で、高さが13メートルを超えるもの又は地上3階建て以上のもの
- (3) リゾートマンション等の建築
- (4) 特殊建築物の建築で、地上2階建て以上のもの又は敷地面積が250メートル以上のもの

(5) 高さが 15 メートル以上の工作物の建設

(6) その他、村長が必要と認めた行為

3 条例第 12 条第 4 項の規則で定めるところによる書類は、地元説明会報告書（別記様式第 6 号）に別表第 2 に示す関係書類を添えたものとする。

（審査）

第 7 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定めるところにより行う美しいむらづくり審議会への諮問は、次に掲げる行為を行う事業者に対し行うこととする。

(1) 開発区域の面積が 500 平方メートル以上の開発事業

(2) 建築物の建築で、高さが 13 メートルを超えるもの又は地上 3 階建て以上のもの

(3) リゾートマンション等の建築

(4) 特殊建築物の建築で、地上 2 階建て以上のもの又は敷地面積が 250 メートル以上のもの

(5) 高さが 15 メートル以上の工作物の建設

(6) その他、村長が必要と認めた行為

2 条例第 14 条第 2 項の規則で定めるところによる審査は、次の各号によるものとする。

(1) 事業主は、国土利用計画法、（昭和 49 年法律第 92 号）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他関連法令を遵守しなければならない。

(2) 景観計画に定める美しいむらづくりに関する目標や方針に沿ったものであること。

(3) 眺望景観や周辺の景観等に対する配慮が十分であること。

（承認の基準）

第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規則で定めるところによる承認の基準は、景観計画に定められた美しいむらづくりに関する基準との適合に配慮されたものとして、村長が認めるものとする。

（美しいむらづくり活動団体への支援等）

第 9 条 条例第 28 条第 1 項の規則で定めるところにより行う支援は、別に定めるところにより、村長が支援することができる。

2 条例第 28 条第 2 項の規定による申請者は、美しいむらづくり活動団体認定申請書（別記様式第 7 号）を村長に提出するものとする。

3 前項の規定により認定された美しいむらづくり活動団体の内容等に変更があったときは、美しいむらづくり活動団体登録変更届出書（別記様式第 8 号）を村長に提出するものとする。

（助成）

第 10 条 条例第 29 条第 2 項の規則で定めるところにより行う助成は、別に定めるところにより、村長が助成することができる。

(美しいむらづくり協定等)

第 11 条 条例第 31 条第 3 項の規定による代表者は、美しいむらづくり協定書(別記様式第 9 号)を村長に提出するものとする。

第 12 条 条例第 32 条の規則で定める規模は、次に掲げる規模とする。

(1) 開発区域の面積が 500 平方メートル以上の開発事業

(2) その他、村長が必要と認めた行為

(美しいむらづくり審議会)

第 13 条 条例第 33 条第 2 項の規則で定めるところによる審議会の組織及び運営に関しては、別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2 川場村美しいむらづくり条例施行規則(平成 4 年川場村規則第 4 号)は、廃止する。ただし、この規則が適用されるまでは、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第6条関係）

【景観計画区域・景観形成重点地区共通】

行為の種類	添 付 図 面	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置 図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
	配 置 図	(1) 方位及び縮尺 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 敷地内における届出に係る建築物等の位置 (4) 開口部の位置 (5) 届出に係る建築物等他の建築物等との別 (6) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (7) 隣接する土地の利用状況、用途等 (8) 植栽、樹木等の位置、樹種及び樹高 (9) 土地の高低 (10) 外構施設の位置、材料及び面積
	立 面 図 (4面)	(1) 方位及び縮尺 (2) 寸法 (3) 開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 (4) 屋根、外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩
	カラー 現 況 写 真	(1) 行為地及び建築物等の現況 (2) 行為地付近の現況（2方向以上）
	そ の 他	参考となるべき事項
	3 開発行為 （土地の区画形質 の変更）	位 置 図
現 況 図		(1) 方位及び縮尺 (2) 付近の土地の利用状況 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 行為の区域
計 画 図		(1) 方位及び縮尺 (2) 公共公益施設の位置及び形状並びに予定建築物等の敷地の形状及び用途 (3) 行為後ののり面又はよう壁その他の構造物の位置、種類及び規模 (4) 事後の措置及び緑化計画

行為の種類	添 付 図 面	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
	縦 横 断 図	行為の前後における土地の断面図及び横断図
	カラー 現 況 写 真	行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
	そ の 他	参考となるべき事項

4 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採	位 置 図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
	計 画 図	(1) 行為の区域 (2) 周辺の土地利用状況 (3) 事後の措置及び緑化計画
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	カラー 現 況 写 真	行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
	そ の 他	参考となるべき事項

別表第2（第6条関係）

【景観計画区域・景観形成重点地区共通】

行為の種類	添 付 書 類	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	説明会の内容	(1) 日時、場所 (2) 出席者の住所・氏名（署名のこと）
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	説明の方法、説明者、説明に用いた資料	(1) 行為者住所 (2) 行為者氏名 (3) 行為の場所 (4) 行為の種類 (5) 行為の面積 (6) その他行為の概要等
3 開発行為 (土地の区画形質の変更)	質疑応答	(1) 質疑の内容 (2) 対策
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	意見書	(1) 意見書提出者氏名 (2) 内容
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		意見書が出された場合に限る
	そ の 他	参考となるべき事項

別記様式第1号(第5条関係)

景観計画区域内行為届出書
(第1面)

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)
氏 名(名称、代表者) ⑩
電 話 ()

川場村みんなで作る美しいむら条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	川場村大字			
景観計画区域の区別	景観形成重点地区内 景観形成重点地区外			
敷地面積	m ²			
行為の種類	建築物(延床面積75m ² を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20m ² を超えるもの) [新築 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20m ² を超えるもの) [新設 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 土地の形質の変更(500m ² 以上) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積1,000m ² を超えるもの) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ5mまたは面積1,000m ² を超えるもの)			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
代理者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
設計者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
施工者の住所・氏名・電話番号	住所 氏名 電話番号			
備考	1 印の欄には、記載しないでください。 2 景観形成重点地区内では、第2面と第3面(又はいずれか一方)を提出してください。 3 景観形成重点地区内における建築物、工作物の建築等以外の行為については、第4面のみ提出してください。			受付

(第2面)

景観形成重点地区における建築物の概要(棟番号)

構造				
用途				
建築物の規模		届出部分	届出以外の部分	合計
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延床面積	m ²	m ²	m ²
	高さ(階数)	m	m	m
	外観変更の面積	m ²	m ²	m ²
景観への配慮		以下に該当する景観への配慮有 該当なし		
配置		背景となる山並みに対して、主要な眺望点からの見え方への配慮有 周囲の樹林や田園、水辺等、良好な眺望を遮らない配置 街並みの連続性への配慮有 建物と道路の間隔を広くとるように配慮 敷地の周囲及び敷地内の緑化有		
屋根	形状	切妻又は寄棟(眺望景観や街並み景観に配慮して周辺との調和) 周囲の棟の方向を合わせる 屋根勾配は、4寸以上10寸以下 茅葺屋根 和瓦を使用		
	色彩	茶系の彩度の低い色を基調としている 白を除く無彩色(黒、灰)を基調としている その他、景観に配慮した色彩を基調としている (マンセル表色系による色彩())		
外壁	形状	和風 伝統的形態		
	材質	土壁、漆喰壁 その他、自然材を使用		
	色彩	茶系を基調としている 無彩色(黒、灰、白)を基調としている その他、景観に配慮した色彩を基調としている (マンセル表色系による色彩())		
開口部・ 窓戸出 入口	形状	伝統的形狀 和風の形状		
	材質	木材		
	色彩	茶系の彩度の低い色を基調としている 白を除く無彩色(黒、灰)を基調としている その他、景観に配慮した色彩を基調としている (マンセル表色系による色彩())		
階数		3階建て以下 良好な景観形成への影響が少ないと認められる場合は、この限りではない。		
付帯	屋外施設	プロパンボンベやボイラー等の露出する設備については、道路から直接見えないよう、設置場所や修景等の工夫有 外壁に設置する配管類等は、建築物との調和に配慮し、構造や色彩の工夫有		
	広告・サイン	建築物との調和、周辺の街並み景観等との調和に配慮し、配置、大きさ、色彩、形、デザインの工夫有		
	自動販売機	周辺の街並みと調和に配慮し、色彩、配置、デザインの工夫有		

(第3面)

景観形成重点地区における工作物の概要(番号)

種類			
工作物の規模	届出部分	届出以外の部分	合計
高さ	m	m	m
長さ	m	m	m
外観変更の面積	m ²	m ²	m ²
景観への配慮	以下に該当する景観への配慮有 該当なし		
門・塀・垣・柵	街並みの連続性に配慮し、敷地周囲の塀や柵は、生け垣などの自然材料を使用 高さは出来る限り低く抑え、開放感のある空間を創造 敷地の周囲に段差が出来る場合は、自然石等の石積で修景		
その他工作物	<p>周辺の景観との調和や見え方に配慮し、色彩、配置、デザインの工夫有 連続して建設する電柱等は、道路からの見え方に配慮して、ルートの工夫有 色彩は、茶系を基調としている</p> <p>色彩は、無彩色(黒、灰)を基調としている</p> <p>その他、景観に配慮した色彩を基調としている (マンセル表色系による色彩())</p> <p>駐車場、倉庫、貯蔵施設等は、色彩への配慮有</p> <p>外周部の緑化等による修景有</p> <p>擁壁は、圧迫感等を排除するよう、緑化、素材・形態の工夫有</p>		

(第4面)

景観形成重点地区における行為の概要

行為の内容	開発行為 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更 屋外における土石の堆積 屋外における廃棄物の堆積 屋外における再生資源の堆積 屋外におけるその他の物件の堆積
景観への配慮	以下に該当する景観への配慮有 該当なし
変更後の形状	急斜面での開発行為は避ける 法面や擁壁が必要とならないようにする やむを得ない場合として、斜面の景観に違和感なく融和 土地の不整形な分割又は細分化は避ける
採取等の工法、 修景等	展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で実施 採取等の後に、採取等の前に近い自然状態に戻る工法を採用
堆積の形態等	堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、場所や修景等に工夫有 極力堆積物の高さを低くし、整然とした堆積としている

別記様式第2号(第5条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者)

⑩

電 話 ()

川場村みんなで作る美しいむら条例施行規則第5条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	川場村大字	
当 初 の 届 出 日		
変 更 の 概 要		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
		受付

備考 印の欄には、記載しないでください。

別記様式第3号(第5条関係)

景観計画区域内行為届出受理通知書

年 月 日

届出者

住所(所在地)

氏名(名称、代表者) 様

川場 村長

印

年 月 日付けをもって川場村みんなで作る美しいむら条例第11条第1項の規定による下記の届け出については、川場村みんなで作る美しいむら条例施行規則第5条第6項の規定により受理しましたので通知します。

記

1 届出受理年月日	年 月 日			
2 行為の場所	川場村大字			
3 景観計画区域の区別	景観形成重点地区内 景観形成重点地区外			
4 敷地の面積	m ²			
5 行為の種類	建築物(延床面積75m ² を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20m ² を超えるもの) [新築 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20m ² を超えるもの) [新設 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 土地の形質の変更(500m ² 以上) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積1,000m ² を超えるもの) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ5mまたは面積1,000m ² を超えるもの)			
6 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
7 代理者の住所・氏名	住所 氏名			
8 設計者の住所・氏名	住所 氏名			
9 施工者の住所・氏名	住所 氏名			

別記様式第4号(第5条関係)

景観計画区域内の行為の完了届

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)
氏 名(名称、代表者) ⑩
電 話 ()

川場村みんなで作る美しいむら条例施行規則第5条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	川場村大字		
景観計画区域の 区 別	景観形成重点地区内 景観形成重点地区外		
敷 地 面 積	m ²		
行 為 の 種 類	建築物(延床面積 75 m ² を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が 20 m ² を超えるもの) [新築 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が 20 m ² を超えるもの) [新設 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 土地の形質の変更(500 m ² 以上) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積 1,000 m ² を超えるもの) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ 5mまたは面積 1,000 m ² を超えるもの)		
行 為 の 期 間	着 手 日	年 月 日	完 了 日 年 月 日
連 絡 先	住 所 氏 名 電話番号		

添付資料

完了時のカラー写真(2方向以上)

別記様式第5号(第6条関係)

景観計画区域内行為の届出に係る事前協議書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者)

印

電 話 ()

川場村みんなで作る美しいむら条例第12条第1項の規定により下記の行為について協議します。

記

行為の場所	川場村大字			
景観計画区域の 区 別	景観形成重点地区() 地区)内 景観形成重点地区外			
敷地面積	m ²			
行為の種類	建築物(延床面積 75 m ² を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が 20 m ² を超えるもの) [新築 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が 20 m ² を超えるもの) [新設 増築 改築 移転 修繕 模様替] 色彩の変更 土地の形質の変更(500 m ² 以上) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採(面積 1,000 m ² を超えるもの) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ 5mまたは面積 1,000 m ² を超えるもの)			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
代理者の住所・ 氏名・電話番号	住 所	氏 名	電話番号	
設計者の住所・ 氏名・電話番号	住 所	氏 名	電話番号	
施工者の住所・ 氏名・電話番号	住 所	氏 名	電話番号	

備考 印の欄には、記載しないでください。

添付書類

- 届出書(別記様式第1号)
- 川場村みんなで作る美しいむら条例規則の別表第1に掲げる図書

受付

地元説明会報告書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所 (所在地)
氏 名 (名称、代表者)
電 話 ()

印

川場村大字 地区に計画している行為について、地元説明会を行ったので報告いたします。

記

事業主の住所・ 氏名・電話番号	住 所 氏 名 電話番号
設計者の住所・ 氏名・電話番号	住 所 氏 名 電話番号
施工者の住所・ 氏名・電話番号	住 所 氏 名 電話番号
備考 印の欄には、記載しないでください。	受付
添付書類 川場村みんなで作る美しいむら条例施行規則の別表第 2 に掲 げる図書	

別記様式第7号(第9条関係)

美しいむらづくり活動団体認定申請書
・助成金審査申請書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者)

印

電 話 ()

川場村みんなでつくる美しいむら条例第27条第1項の規定による登録・助成金審査を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名 称		
代 表 者		
設 立 の 目 的		
美しいむらづくりのための活動に関する事項(活動内容)		受付
構 成 員 の 数		
登録年月日	年 月 日	登録番号
		第 号

備考 印の欄には、記載しないでください。

添付資料

- (1) 規約
- (2) 活動区域を表示する図面
- (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所
- (4) その他村長が必要と認める書類

別記様式第8号(第9条関係)

美しいむらづくり活動団体登録変更届出書

年 月 日

川場村長

あて

届出者 住 所(所在地)
氏 名(名称、代表者) ⑩
電 話 ()

景観形成活動団体の内容等に変更があったので、川場村みんなでつくる美しいむら条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

団 体 の 名 称		
認 定 番 号	第	号
認 定 年 月 日	年	月 日
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		受付
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 印の欄には、記載しないでください。

添付資料

変更に関する書類

別記様式第9号(第11条関係)

美しいむらづくり協定認定申請書

年 月 日

川場村長

あて

協定代表者 住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者)

印

電 話 ()

川場村みんなで作る美しいむら条例第31条第3項の規定により、美しいむらづくり協定として認定されるよう、次のとおり申請します。

協 定 名 称			
代 表 者			
協 定 の 目 的			
認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号

備考 印の欄には、記載しないでください。

添付資料

- (1) 協定書
- (2) 協定区域図
- (3) 協定締結者名簿
- (4) その他村長が必要と認める書類

受付

